

「九州ブロックパラスポーツ指導者協議会」会則

第1章 目的及び事業

第1条 本協議会の名称は「九州ブロックパラスポーツ指導者協議会」とし、九州地域のパラスポーツ指導者相互の連携と指導者の資質及び指導力の向上を図るとともに、活動を促進しパラスポーツの向上に寄与することを目的とする。

第2条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. パラスポーツ指導者の資質向上のため、各種講習会・研修会等の開催。
2. 指導者相互の情報交換。
3. パラスポーツに関する調査・研究及び広報活動。
4. その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第2章 組 織

第3条 本協議会は、次の会員をもって組織する。

1. 九州地域に在住、または勤務する者で公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員。
2. 本協議会役員会で推薦された者、若干名。

第4条 本協議会に、次の専門部会を置くことができる。
各県が推薦した代表8名で構成し、役員会（幹事会）が承認する。
部会のとりのまとめは各部会長が行う。

1. 指導部会
2. 情報部会
3. 研修・研究部会
4. クラス分け部会
5. トレーナー部会

第5条 本協議会にパラスポーツ指導者協議会を置くことができる。

1. パラスポーツ指導者協議会は原則として県単位とする。

第3章 役 員

第6条 本協議会に、次の役員を置く。

1. 会 長	1名
2. 副会長	3名
3. 事務局長	1名
4. 会 計	1名
5. 監 査	2名
6. 幹 事	15名以内

第7条

1. 会長は、代表者総会において会員の中より互選する。
2. 会長は、本協議会を代表し、会務を統轄する。
3. 副会長・事務局長・会計・監査及び幹事は、代表者総会において会員の中より互選する。
ただし、会計及び監査は同一県及び政令指定都市より互選しない。
幹事の選出は九州各県の指導者協議会から推薦をうけ役員会で決定する。
4. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
5. 幹事は、役員会の審議を経て会務を執行する。

第8条

1. 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 役員に欠員が生じた時は、原則として補充しその任期は前任者の残存期間とする。
3. 役員は任期満了後でも後任者が就任するまでその職責を行う。

第4章 会 議

- 第9条 1. 代表者総会を総会とする。
2. 総会は、本協議会の目的遂行のために必要な重要事項について審議決定する。
3. 総会は、必要に応じて会長が召集し、会長がその議長となる。
- 第10条 1. 役員会（幹事会）は、総会から委任された事項及び緊急を要する事項について審議決定する。
2. 役員会（幹事会）は、必要に応じて会長が召集し、会長がその議長となる。
3. 情報部会は、必要に応じて部会長が部員を召集し、部会長がその議長となる。
4. 指導部会は、必要に応じて部会長が部員を召集し、部会長がその議長となる。
5. 研修・研究部会は、必要に応じて部会長が部員を召集し、部会長がその議長となる。
6. クラス分け部会は、必要に応じて部会長が部員を召集し、部会長がその議長となる。
7. トレーナー部会は、必要に応じて部会長が部員を召集し、部会長がその議長となる。
- 第11条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決定する。

第5章 会 計

- 第12条 本協議会の会計は、公益財団法人日本パラスポーツ協会からの活動費及びその他の収入を以て充てる。

第6章 補 則

- 第13条 1. この規程は、平成2年11月24日より施行する。
ただし、第11条第2項の規程は、平成3年4月1日より適用する。
2. 事務局は、会長の所在地とする。

細則

1. 推薦は、パラスポーツを長年にわたり指導・経験したもの及びパラスポーツ指導に関する学識経験者を推薦することができる。
2. 県パラスポーツ指導者協議会は本協議会会則に準じ、運営に必要な会則をもつことができる。

付則

1. 平成9年2月1日
第2章第5条・第6章第13条細則2新設
第5章第12条1改訂・第5章第12条2削除
2. 平成11年2月6日
身体障害者の部分を障害者に改める。
3. 平成15年2月1日
第2章第3条（3）に広報部会を設ける。
第3章第6条（4）幹事を2名に変更する。
第3章第6条（3）事務局長兼会計と改める。
第4章第10条3を加える。
4. 平成17年2月12日
本協議会の名称の変更
・「九州ブロック障害者スポーツ指導者連絡協議会」の名称を「特定非営利活動法人 日本障害者スポーツ指導者協議会九州ブロック」に変更する。
第2章第4条（1）を削除し、以下繰り上げる。
第3章第6条（2）副会長を2名に変更する。
第3章第6条（5）削除し、以下繰り上げる。
第3章第6条（6）代表者に変更する。
第3章第7条 1を改訂、5. 6. を代表者に変更する。
第4章第9条 1を加える。以下繰り下げる。
第4章第10条 4を加える。
第4章第12条1に特定非営利活動法人日本障害者スポーツ指導者協議会を加える。

5. 平成21年2月7日
本協議会の名称の変更
「特定非営利活動法人日本障害者スポーツ指導者協議会九州ブロック」の名称を「日本障害者スポーツ指導者協議会九州ブロック」に変更する。
第2章第4条を専門部会に変更する。
第2章第4条(1)を変更し、(3)(4)を加える。
第3章第6条(3)事務局長に変更する。
第3章第6条(4)を加える。以下繰り下げる。
第3章第6条(6)幹事15名以内に変更する。
第3章第7条 5を幹事、役員会に変更する。
第3章第7条 6を削除する。
第4章第10条 1. 2.を役員会(幹事会)に変更する。
第4章第10条 4を削除する。4. 5. 6を加える。
第5章第12条の日本障害者スポーツ協会を削除する。
6. 平成23年2月5日
第2章第4条(1)・第4章第10条4 コーチ部会を競技部会に変更する。
第2章第4条(2)・第4章第10条3 広報部会を情報部会に変更する。
第3章第7条 3を加える。
第3章第8条 2を加える。
第3章第8条 3を加える。
7. 平成24年11月22日
第3章第6条(2) 副会長を3名に変更する。
第3章第7条 3 事務局長を加える。
8. 平成25年7月5日
本協議会の名称の変更
「日本障害者スポーツ指導者協議会九州ブロック」の名称を「障害者スポーツ指導者協議会九州ブロック」に変更する。
9. 平成28年4月1日
本協議会の名称の変更
「障害者スポーツ指導者協議会九州ブロック」の名称を「障がい者スポーツ指導者協議会九州ブロック」に変更する。
第2章第4条(1)・第4章第10条4 競技部会を指導部会に変更し会長を削除する。
第4章第10条3 会長を部会長に変更し、会長を削除する。
第4章第10条5 会長を部会長に変更し、会長を削除する。
第4章第10条6 会長を部会長に変更し、会長を削除する。
10. 平成30年3月25日
第1章第4条 トレーナー部会を設ける。
第3章第7条3 総会を代表者総会へ変更する。
第4章第10条 7を加える。
11. 令和5年4月3日
本協議会の名称変更
「障がい者スポーツ指導者協議会九州ブロック」の名称を「九州ブロックプラススポーツ指導者協議会」に変更する。